

☆☆☆ 住み手と専門家のネットワーク ☆☆☆

NPO建築ネット

No.52
 特定非営利活動法人(NPO法人)
 建築ネットワークセンター
 〒162-0042 東京都新宿区早稲田町74番地
 鱒淵ビル301
 TEL 03-6457-3178 FAX 03-6457-3179

http://www.kenchikunet.org E-mail:kenchiku@d2.dion.ne.jp

いま住んでいる街はどうなる 建築ネット 秋の講演会(新宿区後援)

「人口減少時代のくらしと住まいを考える」



川崎 直宏 工学博士
 市浦ハウジング&プランニング代表取締役社長

1958年愛知県生まれ。京大大学院工学系研究科修士課程を経て1979年入社。自治体の住宅計画、ストック活用計画、エリアマネジメントの調査研究などに携わる。著書に「地域再生—人口減少時代の地域街づくり」他。

居住・生活サービス産業にシフト 住宅供給は地域密着でスモール化

恒例の秋の講演会は「人口減少時代のくらしと住まいを考える」をテーマに川崎直宏氏(工学博士)を講師に11月17日、新宿・大久保地域センターで開催されました(新宿区後援)。川崎氏は、これまでの発想ではとらえきれない少子高齢社会における住宅政策、住まいの在り方を提起しました。

はじめに川崎氏は、日本の住まい70年の歩みを振りかえり、その特徴と問題点を次のように明らかにしました。

①戦後まもなくの住宅不足を補うため国は公営・公庫・公社の3本柱で公共集合住宅建設を先導してきた。②高度経済成長期に入り、ニュータウン開発、大量建設を進め質より量を追求してきた結果、大都市への大量の人口集中をもたらした。③近年、「量より質へ」「官から民へ」の流れになり、公共住宅建設が抑制されマンションの建設など民間依存型の住宅政策に切り替えられ、質の向上の一方で持ち家・借家格差、地域格差が表れた。④その結果、公共住宅建設が行われず住宅における住まいの貧困が進行した。

さらに、住宅政策は「住宅建設計画」から「住

生活基本法」に移行し、国、地方自治体、事業者、国民の責務をそれぞれ明示することで国の責任を曖昧にしてきた経緯、さらに高齢者政策の一環としての「サービス付き高齢者向け住宅」や環境対応型住宅、東日本大震災への対応など現在の課題などを説明しました。

求められる政策理念と手法の転換

さらに川崎氏は、人口減少は人口構成の変化、都市・居住地構造の変化をもたらし、これからの住宅政策は全体から考えていく必要があると語り、①住宅困窮者への対応②介護保険事業計画に「すまい」を位置づける③空き家対策、ストック重視政策へ④地域居住政策、コンパクトシティへの転換——など現実への対応だけではなく中長期の社会・経済状況の動向を踏まえた政策理念と政策手法の転換が一層重要となることを指摘します。

住宅産業は生活空間の創造や生活提案を重



「すまい」「街づくり」は身近なテーマ。関心が高く質問が相次いだ。

視する居住・生活サービス産業にシフトし、団地や郊外住宅地の再生が住宅地整備の柱となり、住宅供給ビジネスは密度の高い「スモール化」が進むと予想します。

講演の後、9名から幅広い質問・意見が出され会場は熱気に包まれました。11人から寄せられた感想文では「内容が盛り沢山でとても充実したセミナーでした」「ハウジングのスモール化に同感」など、それぞれの立場を反映する声が寄せられていました。

建築ネット 国交省へ政策提言

個人情報保護を管理組合の業務に
ルールを定め委託管理会社の監督も

副理事長 榎本武光

NPO建築ネットワークセンターは、2018年11月、管理組合の個人情報保護のための政策提言を国交省に行いました。そのポイントは、①マンション標準管理規約に管理組合の業務として『個人情報の保護管理』の規定を定めるべきこと、②使用細則に標準となるマニュアルを作成すること、③マンション標準管理規約に管理組合の管理会社に対する監督義務を定めるべきこと——の3点です。

管理組合は、各種名簿や名簿以外の個人情報(例えば駐車場等の使用申込書など)を取り扱っています。ところが、多くの管理組合は、規約で、それらの個人情報をどう保護管理するかについての定めているものではありません。その一因は、国土交通省のマンション標準管理規約が、個人情報保護を管理組合の業務と定めていないことにあります。

管理組合として名簿等の個人情報を取り扱う上で、ア)取得・利用時のルール、イ)保管時のルール、ウ)第三者への提供時のルール、エ)本人からの開示請求時のルールを定める必要があります。

また、個人情報保護法では、管理組合は個人情報の委託管理先である管理会社に対し、個人情報の安全管理を図るために必要かつ適切な監督をすることを定めています。管理組合として管理会社に対する監督のあり方を検討しておく必要があるでしょう。



管理組合は個人情報をより厳格に取り扱わなくてはならない

2019年 あけましておめでとうございます

| | | | | | |
|------|--------|------|-------|----|--------|
| 理事長 | 萩野 廣己 | 常務理事 | 神谷 正生 | 理事 | 高平 茂 |
| 副理事長 | 榎本 武光 | 〃 | 古橋 温夫 | 〃 | 長谷川博道 |
| 〃 | 鐘ヶ江 正志 | 〃 | 渡辺 政利 | 〃 | 日比野 正壽 |
| 〃 | 藤井 勝明 | 理事 | 阿部 英幸 | 〃 | 宮下 幸子 |
| 専務理事 | 秋葉 千秋 | 〃 | 小俣 昭光 | 〃 | 吉岡 尚志 |
| | | 〃 | 小玉 隆司 | 監事 | 上野 正美 |
| | | 〃 | 佐竹 義男 | 〃 | 上原 和子 |